

令和5年（2023年）度行政評価シート【個表】

令和5年6月23日

評価対象事業		評価者	保育課長 鈴木 智大	
こども-09	特定教育・保育施設支援事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	保育課
重点事業		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	子育て	施策の方針	子育て家庭への支援

1 事業の目的

対象	子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた幼稚園、保育所及び認定こども園(特定教育・保育施設)に通う就学前児童
意図	市内在住の児童が通う特定教育・保育施設に対し給付を行い、施設経営の健全化を図るとともに、就学前児童の教育及び保育を行うため。
効果	特定教育・保育施設に通う児童の処遇向上及び施設経営の健全化等を図るとともに、待機児童対策に取り組むことができる。

2 令和4年(2022年)度実施した事業の概要

・特定教育・保育施設に対し、施設型給付費等を支給した。また、幼児教育無償化を実施するとともに、第2子保育料の無償化を継続し、多子世帯の負担軽減を図った。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和4年度		令和5年度	達成度
				指標(実績値/目標値) 事業費(決算/当初)(千円)		指標(目標値) 予算額(千円)	
01	特定教育・保育施設給付事業	民間保育所等に対する給付費(委託費)の支給		3,477,180 / 3,527,685	3,802,397		
02		国基準からの保育料減免及び第2子保育料の無償化		295,797 / 224,078	226,296		
03		保育士等処遇改善臨時特例事業交付金		60,835 / 58,365	0		
04				/			
05				/			
06				/			
07				/			
08				/			
09				/			
10				/			
		財源内訳	国県支出金	2,459,960 / 2,526,093	2,665,711		
			地方債	/			
			その他特定財源	247,768 / 248,527	255,305		
			一般財源	1,126,084 / 1,035,508	1,107,677		
			事業費の合計(千円)	3,833,812 / 3,810,128	4,028,693		
			人件費(千円)	22,240	22,733		

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	2.5	2.5	2.5	2.5		
会計年度任用職員	0.0	2.5	2.5	2.5		

## 5 評価結果

### (1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	特定教育・保育施設給付事業	給付費(委託費)に係る事務は、施設に対して法定の給付を行うものであることに加え、保育料の減免(無償化)に係る事務も、対象となる児童をすべて対象にしていることから、指標の設定にはなじまない。	適切に給付が行われることで、保育所等の運営が安定し、給付に応じた児童の受け入れが行われ、入所児童の増及び待機児童が減少する。また、保護者の経済的な負担の軽減が図られ、多様化・複雑化する子育てニーズへの対策が充実することに寄与する。	支払いに当たり、入所児童の情報や保育体制の状況に関して保育所等との情報共有が十分でない等の理由により、請求の修正のやり取りが多く、多くの業務時間を費やしている。
02	0			
03	0			
04	0			
05	0			
06	0			
07	0			
08	0			
09	0			
10	0			

### (2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	3 外部化ができる事業はない
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	○.負担導入済 ○-1 受益者負担を求めているが、その額や対象等を再検討すべき事業がある
	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施 △-9 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、実施事業に協働はなじまない 協働実施済の場合のパートナー

### (3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善・変更 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
児童福祉法に基づく認可又は子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた民間保育施設に対し、公定価格により積算される施設型給付費を支給するものである。特定教育・保育施設が保育を必要とする児童等の保育を行うため、法に定められた給付であり、今後も継続が必要がある。さらに私学助成幼稚園の新制度移行も予定されていることから、事業は拡充の方向となる。	

**【参考】**

**◎事業実施に係る主な指標**

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

**◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)**

比較事項	待機児童数(令和5年4月1日)							
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	三浦市	横浜市	川崎市	横須賀市
他市実績	28人	3人	5人	6人	0人	10人	0人	10人

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	他市に比べ待機児童数が多く、引き続き待機児童の減少に努める必要がある。
--------------------------	-------------------------------------